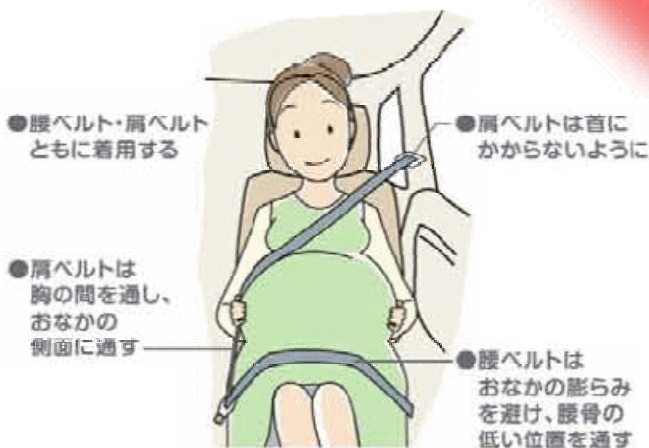


チャイルドシートを 着用しましょう

ママお願い

産まれる前はシートベルト

産まれてからはチャイルドシート



運転者は、チャイルドシートを使用しない幼児(6歳未満)を乗車させて自動車を運転してはいけません。

道路交通法第71条の3第3項

※ 原則として、違反した場合は、幼児用補助装置義務違反として、運転者に対して1点の点数が付加されます。



..... 6歳未満の子供に チャイルドシートの使用義務

抱っこでは 守れません！！



5kg(生後1~3ヵ月)の乳児を抱っこしていた場合、約40km/hの速度で衝突の瞬間には、体重の約30倍にもなる150kgの衝撃が腕にかかることになり、腕で支えることは不可能です。

車内衝突・車外放出の危険！